

令和3年度西東京市特別職報酬等審議会資料

第3回会議資料

令和3年12月24日

- 資料 1 令和3年第5回臨時会企画総務委員会の主な内容…………… 1・2ページ
- 資料 2 期末手当を4.45月にした場合の影響額…………… 3ページ
- 資料 3 期末手当を4.20月にした場合の影響額…………… 4ページ
- 資料 4 給料・報酬月額を変更せず、期末手当を4.15月にした場合の影響額…………… 5ページ

令和 3 年第 5 回臨時会企画総務委員会の主な内容
(令和 3 年 11 月 30 日開催)

①提案理由

今年度の一般職の職員の給与改定について、職員団体との協議が調ったことから、一般職の職員の給与を改めるものである。

改定の内容としては、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、期末手当の年間支給割合を 0.1 か月分引き下げることである。

具体的には、一般職の職員の年間支給割合を 4.55 月から 4.45 月へ引き下げる。再任用職員については 2.4 月から 2.35 月へ引き下げる。特定任期付職員については 3.45 月から 3.35 月へ引き下げる。会計年度任用職員については 2.5 月から 2.4 月へ引き下げる。

給与改定を実施した場合の引下げに伴う影響額は約 3,600 万円を見込んでいる。

②質疑

<質疑>0.1 月分引下げという東京都人事委員会の勧告に対して、従わないという選択肢はあるのか。また都内 26 市の動向はどうなっているのか。

<答弁>人事委員会勧告に必ず従わなければならないというわけではない。場合によっては各市の財政状況等によっては異なる選択をとることも可能性としてはある。また都内 26 市のほとんどの自治体が人事委員会勧告に沿った対応をしている。

<質疑>都人勧に従うのが正しいという理由はあるのか。

<答弁>西東京市がこれまで人事委員会勧告を踏まえ対応してきた経緯があることや、東京都や近隣市も都人勧に従って対応しているということ、及び職員団体とも妥結に至っているということから、今回都人勧に沿った対応をしたと考えている。

<質疑>調査対象事業所 1,230 事業所のうち、調査完了事業所が 747 事業所で、約 6 割が調査に協力しているが、残りの約 4 割は調査に協力していないことになるが、なぜ協力しなかったのか。

<答弁>人事委員会が実施している調査なので詳細は不明。

<質疑>職員団体からはどのような意見・要望が出たのか。

<答弁>0.1 月引下げについては、各市の状況や西東京市の財政状況を踏まえ協議をし、最終的に了解を得た。また職員団体からは、子育てや介護と仕事の両立を支援する観点から時差出勤の導入や各種休暇制度の改正等の要望がだされている。

＜質疑＞会計年度任用職員は一般職と月例給が異なるのになぜ一般職と同じように0.1月引下げになるのか。

＜答弁＞会計年度任用職員も地方公務員法が適用される一般職に分類されるので、人事委員会勧告を常勤職員と同様に適用することは妥当であると考える。

＜質疑＞会計年度任用職員の平均賃金はどれくらいか。

＜答弁＞期末手当の支給対象職員で月額平均158,694円。

＜質疑＞会計年度任用職員の引下げに伴う影響額は。

＜答弁＞全体で1,080万円で、1人あたり約15,000円。

＜質疑＞一般職、再任用職員の引下げに伴う影響額は。

＜答弁＞一般職は1人あたり約36,000円で、再任用は約12,000円。

＜質疑＞以前、国の給与法の改定以降に市の改定を行いなさいという通知があったが、今回国の改定が間に合わず、6月で改定を行うことになったが、今回の改定をすることになった経緯は。

＜答弁＞11月24日に総務省から通知が届き、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体の地域の実情を踏まえつつ国家公務員の取扱いを基本として対応すること、という内容であった。当市の考え方としては各市の動向、東京都の条例の改正案の提出、組合との妥結というところを踏まえ都人勸に沿った対応をした。

＜質疑＞今回のように国の改定を待たずに市が改定を行ったのは特例ということか。

＜答弁＞今回は異例であったと認識している。

＜質疑＞今回12月で改定をしないところもあるのか。

＜答弁＞都内39市町村で12月の引下げを検討しているのが34団体、その他が5団体。近隣市では小平市、東村山市、清瀬市、武蔵野市、三鷹市、小金井市が12月の引下げを確認している。12月に引下げを行わないと確認しているのは東久留米市のみである。

＜質疑＞12月で改定するのと来年6月で改定する違いがどこにあるのか。

＜答弁＞今年度末で退職する方は調整できないという課題がある。

③採決

賛成者挙手全員により、可決。

期末手当を4.45月にした場合の影響額

(単位:円)

区分		市長	副市長	教育長	常勤の監査委員	議長	副議長	常任委員長等	議員
現行 4.2月	給料・報酬月額	990,000	877,000	778,000	679,000	627,000	561,000	544,000	528,000
	給料・報酬年額	11,880,000	10,524,000	9,336,000	8,148,000	7,524,000	6,732,000	6,528,000	6,336,000
	期末手当	4,989,600	4,420,080	3,921,120	3,422,160	3,160,080	2,827,440	2,741,760	2,661,120
	年 額	16,869,600	14,944,080	13,257,120	11,570,160	10,684,080	9,559,440	9,269,760	8,997,120
改定後 4.45月	給料・報酬月額	970,000	860,000	763,000	666,000	614,000	549,000	533,000	517,000
	給料・報酬年額	11,640,000	10,320,000	9,156,000	7,992,000	7,368,000	6,588,000	6,396,000	6,204,000
	期末手当	5,179,800	4,592,400	4,074,420	3,556,440	3,278,760	2,931,660	2,846,220	2,760,780
	年 額	16,819,800	14,912,400	13,230,420	11,548,440	10,646,760	9,519,660	9,242,220	8,964,780
差額	給料・報酬月額	▲ 20,000	▲ 17,000	▲ 15,000	▲ 13,000	▲ 13,000	▲ 12,000	▲ 11,000	▲ 11,000
	給料・報酬年額	▲ 240,000	▲ 204,000	▲ 180,000	▲ 156,000	▲ 156,000	▲ 144,000	▲ 132,000	▲ 132,000
	期末手当	190,200	172,320	153,300	134,280	118,680	104,220	104,460	99,660
	年 額	▲ 49,800	▲ 31,680	▲ 26,700	▲ 21,720	▲ 37,320	▲ 39,780	▲ 27,540	▲ 32,340

人件費への影響額
▲ 1,041,120

期末手当を4.20月にした場合の影響額

(単位:円)

区分		市長	副市長	教育長	常勤の監査委員	議長	副議長	常任委員長等	議員
現行 4.2月	給料・報酬月額	990,000	877,000	778,000	679,000	627,000	561,000	544,000	528,000
	給料・報酬年額	11,880,000	10,524,000	9,336,000	8,148,000	7,524,000	6,732,000	6,528,000	6,336,000
	期末手当	4,989,600	4,420,080	3,921,120	3,422,160	3,160,080	2,827,440	2,741,760	2,661,120
	年 額	16,869,600	14,944,080	13,257,120	11,570,160	10,684,080	9,559,440	9,269,760	8,997,120
改定後 4.2月	給料・報酬月額	987,000	875,000	776,000	678,000	625,000	559,000	543,000	526,000
	給料・報酬年額	11,844,000	10,500,000	9,312,000	8,136,000	7,500,000	6,708,000	6,516,000	6,312,000
	期末手当	4,974,480	4,410,000	3,911,040	3,417,120	3,150,000	2,817,360	2,736,720	2,651,040
	年 額	16,818,480	14,910,000	13,223,040	11,553,120	10,650,000	9,525,360	9,252,720	8,963,040
差額	給料・報酬月額	▲ 3,000	▲ 2,000	▲ 2,000	▲ 1,000	▲ 2,000	▲ 2,000	▲ 1,000	▲ 2,000
	給料・報酬年額	▲ 36,000	▲ 24,000	▲ 24,000	▲ 12,000	▲ 24,000	▲ 24,000	▲ 12,000	▲ 24,000
	期末手当	▲ 15,120	▲ 10,080	▲ 10,080	▲ 5,040	▲ 10,080	▲ 10,080	▲ 5,040	▲ 10,080
	年 額	▲ 51,120	▲ 34,080	▲ 34,080	▲ 17,040	▲ 34,080	▲ 34,080	▲ 17,040	▲ 34,080

人件費への影響額

▲ 988,320

給料・報酬月額を変更せず、期末手当を4.15月にした場合の影響額

(単位:円)

区分		市長	副市長	教育長	常勤の監査委員	議長	副議長	常任委員長等	議員
現行 4.2月	給料・報酬月額	990,000	877,000	778,000	679,000	627,000	561,000	544,000	528,000
	給料・報酬年額	11,880,000	10,524,000	9,336,000	8,148,000	7,524,000	6,732,000	6,528,000	6,336,000
	期末手当	4,989,600	4,420,080	3,921,120	3,422,160	3,160,080	2,827,440	2,741,760	2,661,120
	年 額	16,869,600	14,944,080	13,257,120	11,570,160	10,684,080	9,559,440	9,269,760	8,997,120
改定後 4.15月	給料・報酬月額	990,000	877,000	778,000	679,000	627,000	561,000	544,000	528,000
	給料・報酬年額	11,880,000	10,524,000	9,336,000	8,148,000	7,524,000	6,732,000	6,528,000	6,336,000
	期末手当	4,930,200	4,367,460	3,874,440	3,381,420	3,122,460	2,793,780	2,709,120	2,629,440
	年 額	16,810,200	14,891,460	13,210,440	11,529,420	10,646,460	9,525,780	9,237,120	8,965,440
差額	給料・報酬月額	0	0	0	0	0	0	0	0
	給料・報酬年額	0	0	0	0	0	0	0	0
	期末手当	▲ 59,400	▲ 52,620	▲ 46,680	▲ 40,740	▲ 37,620	▲ 33,660	▲ 32,640	▲ 31,680
	年 額	▲ 59,400	▲ 52,620	▲ 46,680	▲ 40,740	▲ 37,620	▲ 33,660	▲ 32,640	▲ 31,680

人件費への影響額

▲ 1,154,700